

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-42)

別紙1

(3) 環境影響評価制度合理化・最適化経費(平成22年度)	60 (52)	73 (39)	69 (43)	65	1,2	<p>＜達成手段の概要＞ 将来的に本格的な実施が予想される事業や昨今の状況から検討を要する事業に係る環境影響評価について、環境影響評価法の対象範囲や規模要件が適切かどうか等について必要な調査・検討を行う。また、アジア各国による環境影響評価の改善に向け、公衆参加や、環境保全措置、事後調査の徹底に焦点を当て知見の共有を図り、環境影響評価制度向上を目的とした二国間協力を図る。加えて、我が国事業者のインフラ輸出に資するアジア各国の環境影響評価情報の収集・公表等を行う。</p> <p>＜達成手段の目標＞ 今後実施され環境影響が懸念される事業について対象事業の追加の必要性を判断するなど、環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討を行う。また、アジア各国との環境影響評価制度に関するネットワークを構築・発展するとともに、環境影響評価制度の改善のため支援が必要な諸国と政策協力を図り、収集した環境影響評価情報を活用し、我が国事業者のインフラ輸出に資する支援を目的とする。</p> <p>＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 法の施行状況について調査検討を行うことにより、事業者による合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。</p>	0279
(4) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)	41 (28)	45 (41)	43 (36)	44	1,2,3	<p>＜達成手段の概要＞ 配慮書段階・準備書又は評価書段階及び事後調査の報告段階それぞれについて、事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を収集・整理し、審査の円滑化に資する。 この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聴取するとともに、必要に応じて委員会等を開催し、審査案件ごとの進捗状況の確認や過去の大臣意見内容のレビューなどを行う。</p> <p>＜達成手段の目標＞ 環境影響評価法の改正により、計画段階配慮書手続及び事後調査結果の報告・公表義務づけ等が盛り込まれ、また、新たに風力発電事業が環境影響評価の対象となったことから、審査業務等が大幅に増加している。環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査体制の強化を図る。</p> <p>＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。</p>	0281
(5) 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)	27 (25)	32 (28)	36 (32)	36	1,2,3	<p>＜達成手段の概要＞ 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響評価に係る審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。このほか、地方環境事務所における環境影響評価関連業務の補佐役として、環境影響評価業務に携わったことのある民間調査会社経験者等の地域の環境情報に詳しい者を雇用し、環境影響評価の審査に係る情報の収集・整理等を行う。</p> <p>＜達成手段の目標＞ 環境影響評価に係る審査を行う際に、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見形成の基礎となる情報収集、現地調査等を実施できるよう審査体制の強化を図る。</p> <p>＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査等を行い、地域特性に応じた審査が実施できるよう体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価制度改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。</p>	0280
(6) 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成29年度)	-	300 (277)	400 (331)	400	1,2,3	<p>＜達成手段の概要＞ 証事業におけるゾーニングの実践 平成30年3月に公表し、平成31年度にさらに内容の向上を図ることとしている「ゾーニングマニュアル」を参考にしつつ、7の実証地域(岩手県久慈市、秋田県にかほ市、和歌山県、徳島県阿南市、福岡県北九州市、新潟県、長崎県)において、ゾーニング結果を環境影響評価手続等の各種制度に活用するための実証事業を実施する。</p> <p>(2) ゾーニング結果の各種制度への活用による実効性の確保に係る検討 ゾーニングモデル事業(～平成30年度)の成果及び実証事業の状況を踏まえ、環境影響評価制度におけるゾーニングの位置づけを含めたゾーニングの実効性の確保に係る検討を行う。</p> <p>＜達成手段の目標＞ 風力発電については、環境影響評価手続きの迅速化が求められる一方で、立地場所によっては、騒音等の生活環境への影響や、希少な鳥類や傑出した景観等の自然環境への影響が懸念される場合も少なくない。これを受け、地域住民等との紛争事例も生じており、対応が課題となっている。これらの課題に対応するためには、地域の自然的条件・社会的条件を評価し、導入促進に向けた促進エリアや環境保全を優先するエリア等を設定するゾーニングが有効であることから、ゾーニングの実効性を確保し、環境影響評価制度等との連携を具体化するための仕組みを見据えた検討及びその実証を行い、再生可能エネルギーの導入と環境配慮の両立を図る。</p> <p>＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ゾーニング実証事業の成果を環境影響評価手続等の各種制度に活用することにより、地域における風力発電事業に対する環境保全等に係る社会的受容性の向上に資することが期待され、また、発電事業者の環境保全等に係る事業リスクの低減等が図られるため、再生可能エネルギーの大量導入の実現が期待される。</p>	(1) 実証事業におけるゾーニングの実践 0050
施策の予算額・執行額	217 (185)	535 (468)	639 (552)	633	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)、 エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)、 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)、海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)	